

## 飲酒時におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について

本県のセクハラ相談者は若年層が多く、飲酒時における不適切な言動等に関する内容が多く寄せられています。

一緒にお酒を飲むことは、職員同士のコミュニケーションを円滑にする有効な手段ですが、一方で気が緩み、セクハラにつながる場合があります。

スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。

卑わいな冗談を話す。

プライベートな内容を執拗に聞く。

ホテル・風俗に誘う。

帰り道をつきまとう、待ち伏せする。

帰り道や、帰りのタクシーの中で抱きつく、体に触る。

「ノリ」と称し、性的体験を話したり、服を脱ぐよう強要する。

手や足、腰など、体に不必要に接触したり、抱きついたりする。

「まだ結婚しないのか」「子どもはまだか」などと言う。

本人の承諾なしに性的指向や性自認を第三者に漏らす。

性的な内容の電話をかけたり、メッセージを送る。

飲酒時だからといって、セクハラ行為が許されるものではありません。  
飲酒時においても、職場内と同様、各人が発言や言動に十分注意する必要があります。

## セクシュアル・ハラスメント等を防止するために

### セクハラを見聞きした時は

セクハラ場に居合わせたにもかかわらず、見て見ないふりをするのは、セクハラに加担していることと同じです。  
職員ひとりひとりが、セクハラを見逃さないという意識を持ち、行動に移す必要があります。

セクハラを受けている本人だけに対応を任せてはいけません。

?

### セクハラを受けていると思う時

セクハラに対しては毅然とした態度をとること、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要です。嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしましょう。

このため、所属で事前に飲酒時のセクハラを想定し、対策を講じておくのもよい方法です。

若手職員は上下関係を背景に、明確に意思表示できないことがあります。

一緒に帰ろう

NO

帰りは別々で

### セクハラを受けたと思う時は

**できる限りすみやかに** 職場の上司や同僚等、身近な信頼できる人に相談することが大切です。  
職場内において解決することが困難な場合には、相談窓口にご相談ください。  
なお、セクハラには同性や男性職員に対するものも含まれます。

日時や内容等について、できるだけ記録しておくことが大切です。

### セクシュアル・ハラスメント相談窓口

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 総務企画課<br>(人事係)             | ●対象者<br>県教育委員会事務局等職員及び県立学校の教育職員以外の職員<br>電話:092-643-3858<br>(内線5315,5316)       |
| 教職員課<br>(福利・職員係)           | ●対象者<br>県立学校に勤務する教育職員<br>電話:092-643-3891<br>(内線5445,5446,5458)                 |
| 人事委員会事務局<br>給与公平課<br>(職員係) | 電話(直通<専用>092-643-3949)<br>(代表)092-651-1111<br>(内線<専用>5640)<br>※労務職員、特別職の職員は対象外 |